

岩手県監査委員告示第16号

監査結果の公表（平成26年岩手県監査委員告示第60号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県教育委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年3月6日

岩手県監査委員 柳 村 岩 見
岩手県監査委員 高 橋 昌 造
岩手県監査委員 吉 田 政 司
岩手県監査委員 工 藤 洋 子

1 監査対象団体名 岩手県高等学校体育連盟

2 監査実施日

(1) 予備監査実施日 平成26年9月24日

(2) 本監査実施日 平成26年11月4日

3 監査結果の公表の日 平成26年12月2日

4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
いわての学び希望基金被災地生徒運動部活動支援費補助金の支出に当たり、補助対象経費を誤っているものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。	補助対象経費を誤っていたものについては、補助金返還の処理を行った。 今後の補助金の交付については、当該団体への指導及び連携を強化し、各校の高体連会計事務における事務室職員の支援を求め、さらに、スポーツ健康課職員による実地検査を定期的に行うことで、再発防止に努める。